

公募型プロポーザル方式により、県庁舎の自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県庁自動販売機設置事業者の公募

(2) 概要

庁舎の一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水（缶、紙パック等密閉容器のものに限る）の販売を行う。

(3) 設置場所及び設置台数

ア 本庁舎1階ホール	1台
イ 本庁舎1階講堂前	1台
ウ 本庁舎地階エレベーターホール前	1台
エ 第二庁舎1階ホール	1台
オ 県庁北側駐車場	1台

(4) 公有財産の貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

(5) このプロポーザルに係る評価、選定及び契約の締結は、(3)の設置場所ごとに行うものとする。

2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 本件公告日から令和5年2月20日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- (6) 本件公告日までの過去1年間に、食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。

3 参加方法

(1) 「鳥取県庁自動販売機設置事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）の交付

本件公告日から令和5年2月20日（月）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/308780.htm>）（以下「ホームページ」という。）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間

本件公告日から令和5年2月20日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総務課庁舎管理担当
電話 0857-26-7771 ファクシミリ 0857-26-8122
電子メール soumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 提案書の提出

ア 提出期間

本件公告日から令和 5 年 2 月 20 日（月）までの日（休日等を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、受け付けるものとする。

イ 提出場所及び方法

（１）のイの場所に持参または送付すること。

なお、送付の場合は提出期間内に必着のこと（以下同じ）。

ウ 提出書類及び提出部数

（ア）提出書類

提案書（様式第 1 号）及び添付書類（任意様式）

（イ）提出部数

希望する設置場所ごとに正本 1 部、副本 4 部（副本は複写可とする。）

なお、複数の設置場所について提案書を提出する場合において添付書類の内容が同じ場合は、設置場所 1 箇所分（5 部）の提出でよいものとする。

(3) 質問の受付及び回答

ア 質問期間

本件公告日から令和 5 年 1 月 31 日（火）までの日（休日等を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

イ 提出先及び提出方法

（１）のイに、持参または送付すること。

ウ 質問回答

質問への回答については、令和 5 年 2 月 7 日（火）の午後 5 時 15 分までにホームページにおいてまとめて閲覧に供する。

4 審査会の設置

- （１）鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、鳥取県庁自動販売機設置事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- （２）審査会は、企画提案等の内容を審査し、順位を決定するものとする。
- （３）審査会は、審査委員 4 名で構成する。
- （４）審査にあたり、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

5 評価方法

審査会において、「鳥取県庁自動販売機設置事業者評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づき 1 の（３）の設置場所ごとに審査を行う。

6 最優秀提案者の選定方法

- （１）５により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
- （２）選定結果については、ホームページにおいて公表する。
- （３）このプロポーザルへの参加者で、９の（１）により提出書類を無効とされなかった者が 1 者である場合、その者を最優秀提案者とし、５による評価は行わない。

7 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、公有財産借受申請書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 その他

(1) 提出書類の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) 契約の解除

契約の相手方（以下「自動販売機設置業者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、自動販売機設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、自動販売機設置業者は違約金として使用料年額に5を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、自動販売機設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団または暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（自動販売機設置業者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、自動販売機設置業者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) その他

詳細は、募集要項による。